

村長・村議会議員の選挙について

選挙管理委員会では、来る二月四日にこの選挙を執行することに決定し準備を進めておりますが、細部についてお知らせ致します。

一、日程
一月二十八日
選挙告示（立候補受付開始）
一月三十一日
立候補届出切
二月一日
選挙（開票）立会人届出切
二月四日
投票日（即日開票）

投票用紙のひな形

岩室村長選挙投票		岩室村選挙管理委員会印
注 意		
一、投票しようとする候補者一人の氏名の上の○をつける欄に○をつけること。		
二、○のほかに何も書かぬこと。		
○をつける欄	候補者氏名	
甲 野 太郎	乙 野 次郎	

投票所の受付で先ず入場券を提出し、名簿と照合、村長選挙、投票用紙の交付を受けて投票をすませてから、別の投票用紙交付所で村議会議員選挙、投票用紙に投票して下さい。

三、選挙の方法
○議会議員選挙
自書式投票（普通投票）
○村長選挙
記号式投票
記号式投票とは、村条例で定めて、今回から始めて採用した投票方法であり、投票用紙に立候補した候補者の氏名を刷り込んで置き、投票用紙の上欄に○の記号をつけて○印を

押してもよく、又は書いてもよい。投票することです。○は正しく、一つだけいくつも書くは無効になります。△や×印をつけると無効になりますから、ざつとしたに書かないこと。○印の書かない人は、今までどおり代理投票ができます。

四、投票用紙の色別
村長選挙 黒色
議会議員選挙 赤色

五、定数（議会議員）

村の条例で定員二〇名と定めてあります。

七、投票時間
午前七時から午後六時まで

八、選挙（開票）会場
和納小学校屋内運動場

九、不在者投票が出来るもの
投票日の当日、次の理由により投票所に行つて、投票出来ない者は一月二十八日から二月三日までの毎日午前八時三十分から、午後五時まで、役場又は、投票所にて不在者投票をすることが出来ます。印鑑持参の上、投票下さい。

一〇、選挙人が、岩室村の区域外において、職務又は業務に従事すること（務め先の証明書が必要）

二、選挙人がやむを得ない

六、投票所の場所

投票所名	部 落 名
第一投票所 和納小学校	和納、高橋、富岡
第二投票所 原	大岩修作宅
第三投票所 夏井公民館	夏井、南谷内
第四投票所 東保育所	北野、西中、鴻上、白鳥、西長島、横曾根、新谷
第五投票所 高畑公民館	西船越、油島、高畑
第六投票所 石瀬事務所	金池、石瀬、久保田、猿ヶ瀬
第七投票所 岩室公会堂	岩室、樋曾、柴、橋本
第八投票所 間瀬支所	間瀬

告示して行なう予定です。

九、不在者投票が出来るもの
投票日の当日、次の理由により投票所に行つて、投票出来ない者は一月二十八日から二月三日までの毎日午前八時三十分から、午後五時まで、役場又は、投票所にて不在者投票をすることが出来ます。印鑑持参の上、投票下さい。

一〇、選挙人が、岩室村の区域外において、職務又は業務に従事すること（務め先の証明書が必要）

二、選挙人がやむを得ない

立候補届出の手續

立候補届出をされる者は一月二十八日から一月三十一日までの毎日午前八時三十分から午後五時までの間に役場へ左記の書類等を持参の上、届出人が直接届出して下さい。

一、村長選挙（推薦届出の場合）

- 供託証書
- 候補者並推薦届出者の印鑑
- 候補者の戸籍抄本一通

二、議会議員選挙（本人届出の場合）

- 候補者の印鑑
- 候補者の戸籍抄本一通
- 選挙運動用自動車を使用する候補者は、手続等について、一月二十八日（立候補届出開始の日）に警察署長が役場へ出張の上、受付けて下さることになりますので、自動車の運転手も必ず、必要書類等持参の上手続して下さい。

今回の選挙に使用される

今回の選挙に使用される有権者名簿は、昭和四十二年九月一日現在で調製され、同年九月三十日に確定した選挙人名簿で、この名簿に登録されている者は、昭和四十二年九月一日現在で年令が満二十才以上の者

即日以前より引続き岩室村に住所がある者

三、その他法律により選挙権が停止されている者を除く。

右の選挙人名簿に登録されておらず、選挙の当日までに、死亡者、誤載者、他の市町村の名簿に登録された者、選挙の当日までに岩室村の住民でなくなった者、有権者となることができず、投票することができません。

選挙人名簿について

今日以前より引続き岩室村に住所がある者

三、その他法律により選挙権が停止されている者を除く。

右の選挙人名簿に登録されておらず、選挙の当日までに、死亡者、誤載者、他の市町村の名簿に登録された者、選挙の当日までに岩室村の住民でなくなった者、有権者となることができず、投票することができません。

法定選挙費用は

村長 一八七、八〇〇円
議員 一一九、〇〇〇円 に決まる

実費弁償及び報酬の額
選挙運動に従事する者及び労働者の一人に対して支払出来る実費弁償の額は次の通りです。

一、弁当料
一食につき一五〇円以内
一日四五〇円以内（弁当を提供しないで他の方法で食事をとった場合も一食一五〇円以内）

二、茶菓料
一日に五〇円以内

三、選挙運動のために使用する労働者に対して支給するものが出来る報酬の額
日額七〇〇円以内
弁当を提供した場合は実費に相当する額を差引いた額

四、超過勤務手当
七〇〇円の五割以内

五、選挙運動のために使用する事務員に支給出来る報酬の額
報酬を支給出来る事務員の数
（選挙へ届け出た者でなければ支給することが出来ない）

六、選挙運動に關して支出出来る金額
一、村長 一八七、八〇〇円
二、議員 一一九、〇〇〇円
三、議会議員
一、人数 一八、九二六円
二、固定額 五〇、〇〇〇円

村長………三人
議会議員………二人
報酬の額
一日七〇〇円以内（弁当を提供してもその分を差引く必要はない）

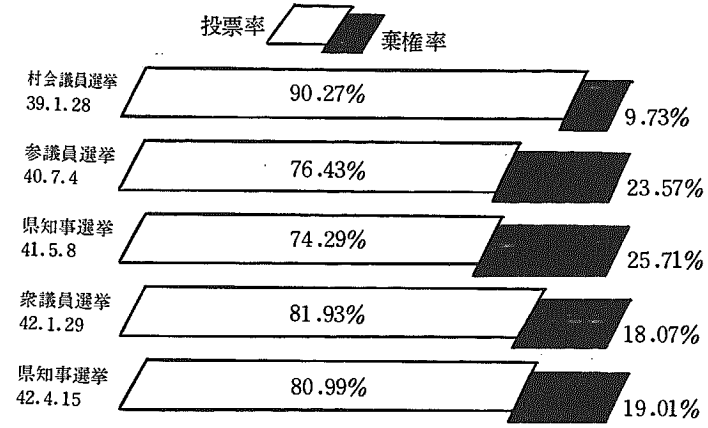
七、選挙運動に關して支出出来る金額
一、村長 一八七、八〇〇円
二、議員 一一九、〇〇〇円
三、議会議員
一、人数 一八、九二六円
二、固定額 五〇、〇〇〇円



目でみる村勢

村議会議員選挙 39.1.28

年次	確定期日の登録者数		
	総数	男	女
39	6,005	2,733	3,391
40	6,102	2,736	3,366
41	6,105	2,714	3,391
42	6,266	2,808	3,458



二月 衛生 行事予定

寒さがきびしく風邪が流行り実施致します。対象者は行っています。外出時のマスクの使用、帰宅時のうがいの実施は風邪の予防に効果的です。

是非実行するようにしましょう。

寒さのため手洗いによる手指の消毒も敬遠されがちです。台所便所の清掃を怠らず清潔にし手洗いは忘れず実施するよう心がけましょう。

レントゲンによるくる病検査と先股脱検査を実施します。該当者は、42.1.1より42.1.13まで日赤献血カーによる献血が二月に実施されます。献血に御協力下さる様お願いします。

月日	行事内容	場所
2.8	くる病先股脱検査	本 庁
2.9	午前10時～12時	本 庁
2.16	ましん（はしか）予防接種	本 庁
2.25	午後一時～二時	本 庁
2.27	農林保健健康相談	岩室公会堂
2.28	献血午前九時～五時	本 庁
2.28	成人病健康相談午前九時半～三時半	本 庁